

新たな米中関税紛争 — 米国通商法 301 条に基づく対中関税の引き上げ —

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2024 年 5 月 28 日号

執筆者:

藤井 康次郎k.fujii@nishimura.com石戸 信平s.ishido@nishimura.com平家 正博m.heike@nishimura.com松本 泉iz.matsumoto@nishimura.com

1. 背景

米国通商代表部（USTR）は、2024 年 5 月 22 日、通商法 301 条に基づく中国製品に対する追加関税（以下「301 条関税」という。また、301 条関税の税率を「301 条関税率」という。）を、戦略分野に含まれる品目との関係で引き上げる旨の連邦官報公示案¹（以下「本件連邦官報公示案」という。）を公表した。

301 条関税は、米国トランプ政権時の 2018 年より、中国の強制技術移転政策に対抗するために賦課された措置であり、中国から輸入される大部分の品目に追加関税を課すとともに、利害関係者の申請に基づく個別の適用除外を認めている。

USTR は、対中追加関税を発動してから 4 年後の 2022 年より、法定上の見直し（レビュー）を実施していたところ、2024 年 5 月 14 日、中国が強制技術移転政策を撤廃するよう促すため、現行の 301 条関税を維持するとともに、中国への圧力を強めるために、戦略的分野における中国からの特定の商品に対して、301 条関税を追加又は税率を引き上げること等を提案する報告書を公表した²。また、米国バイデン大統領は、同日、同報告書を踏まえ、USTR に、鉄鋼、半導体、EV 等の 7 分野の商品の関税引き上げを行うよう命じるメモランダム³及びファクトシート⁴を発表し、それを受け本件連邦官報公示案が公表された。

2. 米国が公表した 301 条関税引き上げ案の概要

本件連邦官報公示案によると、今回の措置の概要は、以下の通りである。

(1) 通商法 301 条に基づく関税率の引き上げ

USTR は、本年 8 月 1 日以降、下記の戦略的品目に係る 301 条関税率の引き上げを提案した。この中に

¹ <https://ustr.gov/sites/default/files/USTR%20FRN%20Four%20Year%20Review%20Proposed%20Modifications%20fin.pdf>

² <https://ustr.gov/sites/default/files/USTR%20Report%20Four%20Year%20Review%20of%20China%20Tech%20Transfer%20Section%20301.pdf>

³ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2024/05/14/memorandum-on-actions-by-the-united-states-related-to-the-statutory-4-year-review-of-the-section-301-investigation-of-chinas-acts-policies-and-practices-related-to-technology-transfer-intellectual-property/>

⁴ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2024/05/14/fact-sheet-president-biden-takes-action-to-protect-american-workers-and-businesses-from-chinas-unfair-trade-practices/>

は、8 桁の HTSUS コード（米国の関税分類番号）で特定される 382 品目、及び 10 桁の HTSUS コードで特定される 5 品目が含まれており、貿易額は約 180 億ドル（約 2 兆 8,200 億円）に上るものとされている。なお、これらの品目以外の 301 条関税は引き上げられず、現行水準で据え置きとなる。

表. 301 条関税率の引き上げが提案されている主な品目

品目	現行の 301 条関税率	新たな 301 条関税率	効力発生予定日
鉄鋼・アルミ製品	0-7.5%	25%	2024 年 8 月 1 日
半導体	25%	50%	2025 年 1 月 1 日
電気自動車（ハイブリッド車含む）	25%	100%	2024 年 8 月 1 日
蓄電池及びその部分品			
・ リチウムイオン蓄電池（電気自動車用）	7.5%	25%	2024 年 8 月 1 日
・ リチウムイオン蓄電池（非電気自動車用）	7.5%	25%	2026 年 1 月 1 日
・ これらの部分品	7.5%	25%	2024 年 8 月 1 日
重要鉱物			
・ 天然黒鉛	0%	25%	2026 年 1 月 1 日
・ 永久磁石	0%	25%	2026 年 1 月 1 日
・ その他の重要鉱物	0%	25%	2024 年 8 月 1 日
太陽電池（モジュール化の有無に関わらない）	25%	50%	2024 年 8 月 1 日
船陸間コンテナクレーン（Ship-to-shore クレーン）	0%	25%	2024 年 8 月 1 日
医療用品			
・ 注射器及び針	0%	50%	2024 年 8 月 1 日
・ フェイスマスク	0-7.5%	25%	2024 年 8 月 1 日
・ 医療用手袋	7.5%	25%	2026 年 1 月 1 日

（２）新たな適用除外プロセスの創設

USTR は、前述の連邦官報公示案において、2025 年 5 月 31 日までの間、301 条関税の賦課から一時的に除外される、HTSUS コード上で 84 類及び 85 類に分類される国内製造用の機械類を提示した。これらに含まれる品目に係る具体的な適用除外申請手続については、別途連邦官報公示案が発出される予定となっている。

また、併せて USTR は、戦略分野における国内生産を支援するとともに中国への依存を減らすためとして、19 の太陽光発電に係る製造機器の除外品目も提示した。これらの品目についても、除外期間は 2025 年 5 月 31 日までの間とされている。

なお、現時点で 301 条関税の賦課から除外されている 429 品目の期限は当初 2024 年 5 月 31 日までとされていたところ、USTR は、本年 5 月 24 日に新たな連邦官報公示を発出し、全ての品目の期限を一時的に本

年 6 月 14 日まで延長するとともに、一部の品目の期限を 2025 年 5 月 31 日まで延長することを公表した⁵。

(3) パブリックコメントの開始

USTR は、本年 5 月 29 日から 6 月 28 日（米国東部標準時）までの間、今回公表した連邦官報公示案に対するパブリックコメントを受け付ける旨を公表した。コメントの提出を検討すべき項目としては、例えば以下が挙げられる。

- 引き上げられる 301 条関税率が、中国からの輸入に対処するのに十分な水準か
- 301 条関税率が引き上げられた場合の米国経済に与える影響（消費者への影響を含む）
- 適用除外品目の範囲（公表された品目を除外すべきか、又は除外すべきでないかを含む）
- 301 条関税引き上げのタイミング

3. 企業への影響と示唆

301 条関税が適用される品目は中国原産品であるが、日本を含む第三国を経由してそのまま米国に輸出される場合はもちろん、中国原産品を組み込んだ製品を日本等から輸出する場合においても適用対象となる可能性がある。そのため、今回、税率が引き上げられることとなった品目を米国に輸出する日本企業等は、パブリックコメントを提出するか否かを検討するとともに、301 条関税率引き上げが自社に与える影響等を精査することが必要となる。

また、今回、301 条関税率が引き上げられることとなった品目を全体として見ると、これまで、バイデン政権の目玉政策として、インフラ投資・雇用法や CHIPS・科学法、インフレ抑制法（IRA）等に基づいて多額の補助金が投じられてきた、電気自動車（EV）や EV 用蓄電池、半導体等が含まれている。ホワイトハウスが公表した前述のファクトシート等の記載にも鑑みると、米国の産業基盤の再構築を通じて米国産業の競争力を強化するとともに、サプライチェーンの強靱化を実現するという、産業政策や経済安全保障政策の観点を踏まえて選定されたことが推察されるところである。このような、産業政策や経済安全保障政策の観点から通商政策を用いるという方向（いわゆる「産業政策や経済安全保障政策と通商政策の融合」）は世界の潮流となりつつあり、日本でも、2022 年施行の経済安全保障推進法において、アンチダンピング（AD）関税や補助金相殺関税（CVD）の活用に向けた規定が設けられているところである。日本企業等においても、各国の産業政策や経済安全保障政策に基づき、補助金等も活用することで、サプライチェーンの再構築を進めているところではあるが、今後は、このようなサプライチェーンを持続可能なものとするためには、「不公正」な貿易慣行による安価な輸入品から保護する必要がある、AD や CVD の積極的な活用も検討に値しよう。

⁵ <https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20Exclusion%20Extension%20FRN.pdf>



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切等バイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com